

2022年5月23日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2022年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年 税理士試験受験対策シリーズ

事業税 理論サブノート (2021年8月23日 第21版発行)

ISBN 978-4-86486-861-7

改訂内容

改訂頁・行	改訂内容
問題 1-1 [1] P. 10	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。
<p>問題 1-1 (追加版) 課税要件</p> <hr/> <p>問題 1-1 事業税の納税義務者等 (法人課税信託を除く。) (令和4年4月1日以後に開始する事業年度)</p> <hr/> <p>[1] 法人事業税の納税義務者等 (法72の2①④) ★★</p> <p>(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 法人事業税は、<u>法人の行う事業</u>に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により<u>事務所等所在の道府県</u>において、その<u>法人</u>に課する。</p> <p>① ②、③及び④以外の事業</p> <p>(i) <u>①(i)以外の法人(外形対象法人)</u>…<u>付加価値割額</u>、<u>資本割額</u>及び<u>所得割額</u>の合算額</p> <p>(ii) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれらの法人以外の法人で各事業年度終了の日における<u>資本金の額</u>若しくは<u>出資金の額</u>が<u>1億円以下</u>のもの又は<u>資本</u>若しくは<u>出資</u>を有しないもの…<u>所得割額</u></p> <p>② <u>電気供給業</u> (③を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>、<u>保険業</u>…<u>収入割額</u></p> <p>③ <u>電気供給業のうち、小売電気事業等</u>、<u>発電事業等</u>及び<u>特定卸供給事業</u></p> <p>(i) <u>③(i)以外の法人(外形対象法人)</u>…<u>収入割額</u>、<u>付加価値割額</u>及び<u>資本割額</u>の合算額</p> <p>(ii) <u>①(ii)の法人</u>…<u>収入割額</u>及び<u>所得割額</u>の合算額</p> <p>④ <u>特定ガス供給業</u>…<u>収入割額</u>、<u>付加価値割額</u>及び<u>資本割額</u>の合算額</p> <p>(2) 人格のない社団等 人格のない社団等は、<u>法人とみなして</u>、法人に関する規定を適用する。</p>	

改訂頁・行	改訂内容
問題 2-7 [7] P. 36	改正前の学習内容を下記の内容に差し替えて学習してください。
<p data-bbox="353 494 485 517">問題 2-7 (差替版)</p> <p data-bbox="358 533 865 566">[7] 非課税事業を併せて行う場合 (令20の2の26) ★★</p> <p data-bbox="358 585 1112 643">非課税事業とその他の事業（所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業に限る。以下 [7] において同じ。）とを併せて行う場合は、次により算定する。</p> $ \begin{array}{c} \text{分母の数のうち} \\ \text{その他の事業に係る従業者の数} \\ \text{資本金等の額} \times \frac{\quad}{\text{国内に有する事務所等の従業者の数}} \end{array} $	

改訂頁・行	改訂内容
問題 2-7 [8] [9] P. 37	改正前の学習内容を下記の内容に差し替えて学習してください。
<p style="text-align: right;">問題 2-7 (差替版)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>[8] 資本金等の額が一定の金額を超える場合 (法72の21⑦⑧)</p> </div> <p>(1) 内 容 ★★</p> <p>資本金等の額〔(3) 又は〔5〕 から〔7〕 により控除すべき金額がある場合には、これらを控除した後の金額とする。以下〔8〕 において同じ。〕が千億円を超える法人の資本割の課税標準は、〔2〕 (1)及び〔2〕(にかかわらず、<u>次の金額の区分</u> (資本金等の額が1兆円を超える場合には、1兆円とする。))に応じ、<u>それぞれに定める率を乗じて計算した金額の合計額</u>とする。</p> <p>千億円以下の金額……………100%</p> <p>千億円超5千億円以下の金額……50%</p> <p>5千億円超1兆円以下の金額……25%</p> <p>(2) 事業年度が1年に満たない場合 ★</p> <p>(1)の適用については、千億円、5千億円、1兆円とあるのを、次により算定する。</p> <p>千億円、5千億円、1兆円×$\frac{\text{その事業年度の月数}^{(注)}}{12}$</p> <p>(注) 月数は、暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>[9] 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う場合</p> </div> <p style="text-align: right;">(令20の2の26) ★★</p> <p>所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う場合は、それぞれの事業に係る資本金等の額〔〔4〕 から〔8〕 により控除すべき金額がある場合には、これらを控除した後の金額とする。以下〔9〕 において同じ。〕は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得等課税事業</p> $\text{資本金等の額} \times \frac{\text{分母の数のうち 所得等課税事業に係る従業者の数}}{\text{国内に有する事務所等の従業者の数}}$ <p>(2) 収入金額等課税事業</p> $\text{資本金等の額} \times \frac{\text{分母の数のうち 収入金額等課税事業に係る従業者の数}}{\text{国内に有する事務所等の従業者の数}}$ <p>(3) 特定ガス供給業</p> $\text{資本金等の額} \times \frac{\text{分母の数のうち 特定ガス供給業に係る従業者の数}}{\text{国内に有する事務所等の従業者の数}}$	

改訂頁・行	改訂内容
問題 2-8 P. 38	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。
<p style="text-align: center;">問題 2-8 (追加版) 法人事業税の課税標準の算定</p> <p style="text-align: center;">問題 2-8 付加価値割における賃上げ促進税制 (令和4年4月1日以後に開始する事業年度)</p> <hr/> <p>[1] 概要</p> <p>一定期間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法人税における「賃上げ促進税制」の適用要件を満たした場合には、各事業年度の付加価値割の課税標準の算定上、一定額を控除する。</p> <p>[2] 賃上げ促進税制 (法附則9⑬～⑰) ★★</p> <p>(1) 内容 外形対象法人に対する付加価値割の課税標準の算定は、次の要件を満たす場合には、各事業年度の付加価値額から、(2)の金額を控除する。</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ <p>(2) 控除額</p> $\text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times \frac{\text{報酬給与額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}}$	

問題 2-8

P. 39 用語の意義

改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。

問題 2-8 (追加版)

参考 用語の意義 (租税特別措置法 42 の 12 の 5)

(1) 継続雇用者給与等支給額

当期の損金の額に算入される当期の継続雇用者に対する給与等の支給額 (他の者から支払いを受ける金額 (雇用安定助成金額を除く。)) がある場合には、その金額を控除した金額

(2) 継続雇用者比較給与等支給額

前期の損金の額に算入される給与等支給額のうち継続雇用者に対する給与等の支給額 (他の者から支払いを受ける金額 (雇用安定助成金額を除く。)) がある場合には、その金額を控除した金額

(3) 控除対象雇用者給与等支給増加額

次のいずれか小さい金額とする。

① 雇用者給与等支給増加額

雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額

② 調整雇用者給与等支給増加額

調整雇用者給与等支給額 - 調整比較雇用者給与等支給額

(4) 雇用者給与等支給額

当期の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額 (その給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額 (雇用安定助成金額を除く。)) を控除した金額

(5) 比較雇用者給与等支給額

前期の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額 (その給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額 (雇用安定助成金額を除く。)) を控除した金額

(6) 調整雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額からその給与等に充てるための雇用安定助成金額を控除した金額

(7) 調整比較雇用者給与等支給額

比較雇用者給与等支給額からその給与等に充てるための雇用安定助成金額を控除した金額

参考 適用要件

期末資本金の額が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項について、インターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出なければならない。

改訂頁・行	改訂内容
問題 4-5 [1] P. 58～P. 59	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。
<p style="text-align: center;">問題 4-5 (追加版) 法人・個人事業税の税額算定</p> <hr/> <p style="text-align: center;">問題 4-5 事業税の税率 (令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)</p> <hr/> <p>[1] 法人事業税の税率 ★★</p> <p>(1) 標準税率 (法 72 の 24 の 7)</p> <p>法人の行う事業に対する事業税の額は、次の区分に応じ、それぞれの金額とする。</p> <p>① ②、③及び④以外の事業</p> <p>(f) 外形対象法人</p> <p>① 付加価値割 各事業年度の付加価値額×1.2%</p> <p>② 資本割 各事業年度の資本金等の額×0.5%</p> <p>③ 所得割 各事業年度の所得×1.0%</p> <p>(g) 特別法人</p> <p>① 軽減税率適用法人 各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額×3.5% 各事業年度の所得のうち年 400 万円超の金額×4.9%</p> <p>② 軽減税率不適用法人 各事業年度の所得×4.9%</p> <p>(h) その他の法人</p> <p>① 軽減税率適用法人 各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額×3.5% 各事業年度の所得のうち年 400 万円超年 800 万円以下の金額×5.3% 各事業年度の所得のうち年 800 万円超の金額×7.0%</p> <p>② 軽減税率不適用法人 各事業年度の所得×7.0%</p> <p>(注 1) 分割法人の軽減税率適用の留意点 分割法人の軽減税率の適用を受ける所得は、課税標準額が関係道府県に分割される前の所得によるものとする。</p> <p>(注 2) 事業年度が 1 年未満の法人の軽減税率適用の留意点 (1)の適用については、年 400 万円又は年 800 万円とあるのは、年 400 万円又は年 800 万円にその事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た金額とする。</p>	

改訂頁・行	改訂内容
問題 4-5 [1] P. 58～P. 59	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください
<p style="text-align: right;">問題 4-5 (追加版)</p> <p>この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。</p> <p>(注3) 軽減税率不適用法人</p> <p>3以上の道府県に事務所等設けて事業を行う法人で、<u>資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものをいう。</u></p> <p>② 電気供給業 (③を除く。)、導管ガス供給業及び保険業を行う法人 各事業年度の収入金額×1.0%</p> <p>③ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人</p> <p>(i) 外形対象法人</p> <p>① 収入割 各事業年度の収入金額×0.75%</p> <p>② 付加価値割 各事業年度の付加価値額×0.37%</p> <p>③ 資本割 各事業年度の資本金等の額×0.15%</p> <p>(ii) (i)以外の法人</p> <p>① 収入割 各事業年度の収入金額×0.75%</p> <p>② 所得割 各事業年度の所得×1.85%</p> <p>④ 特定ガス供給業</p> <p>(i) 収入割 各事業年度の収入金額×0.48%</p> <p>(ii) 付加価値割 各事業年度の付加価値額×0.77%</p> <p>(iii) 資本割 各事業年度の資本金等の額×0.32%</p> <p>(2) 制限税率 (法72の24の7⑦)</p> <p>道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率に1.2 (外形対象法人の所得割に定める率については、1.7) を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> <p>(3) 税率の適用区分 (法72の24の8)</p> <p>法人事業税の税率は、<u>各事業年度終了の日現在における税率による。</u></p>	